

家庭用品品質表示法一部改正について

「合成樹脂加工品」「いす、腰掛け及び座いす」「洋傘」

6月11日に消費者庁より「合成樹脂加工品品質表示規程」「雑貨工業品品質表示規程」の一部を改正することが発表されました。

「合成樹脂加工品品質表示規程」

合成樹脂加工品



背景

「メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂」を使用した製品の原料樹脂の表示は「メタクリル樹脂」の指定用語を表示することとなっていました。これを、一般消費者により分かりやすくするために、「アクリル樹脂」の用語も使用できるよう指定用語が追加されました。

改正内容

改正前

原料樹脂の種類	指定用語
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂



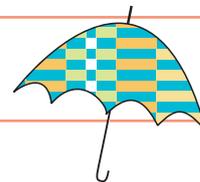
改正後

原料樹脂の種類	指定用語
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂
	アクリル樹脂

施行期日

この告示は、公布の日から施行する。

平成25年6月11日より「アクリル樹脂」との表示が可能です。



背景

近年、ジャンプ式の折りたたみ傘についての事故報告が関係機関より指摘されており、これまでは業界団体による自主的な注意喚起の取り組みがなされていました。法規制により取扱い上の注意表示を義務付け、全事業者の商品に対して安全への配慮を促す必要があることから「取扱い上の注意」について改正が行われました。

改正内容

「取扱い上の注意」について製品の形状または品質に応じて適切に表示する旨を追加

1. 洋傘全般について

「使用方法に関する注意事項」 **必須**

従来注意事項の表示についてはビーチパラソルのみでしたが、今回すべての洋傘に表示するよう改正されました。

2. ジャンプ式の折りたたみ傘について

「傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨」

ジャンプ式の折りたたみ傘の表示例▶

傘生地組成 ポリエステル 100%

親骨の長さ 60cm

取扱い上の注意

・傘の開閉時やシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用してください。

・周囲の安全を十分に確認の上使用してください。

表示者
株式会社 ボーケン
大阪府大阪市中央区上町〇-△-〇



背景

近年、いすからの転落による子供や乳幼児の事故が多発しており、業界団体による自主的な注意喚起の取り組みが行われてきました。この度、全事業者の取扱う商品に対して安全への配慮を促すため、「乳幼児が使用するいす類*」に関して取扱い上の注意を表示する旨が追加されました。

*いす類：ハイチェア、ローチェア、ハイ&ローチェア、ハイ&ローラック等

改正内容

「取扱い上の注意」について表示内容を追加

- ・ 乳幼児が使用するものについて
- 「乳幼児の転落の防止に関する注意事項」

乳幼児用いすの表示例▶

外形寸法 幅500mm×奥行590mm×高さ750mm

座面の高さ 380mm

構造部材 天然木

表面加工 ウレタン樹脂塗装

張り材 合成皮革

クッション材 ウレタンフォーム

取扱い上の注意

・直射日光又は熱は避けてください。

・使用する際は必ずベルトやガード等を使用してください。

表示者
株式会社 ボーケン
大阪府大阪市中央区上町〇-△-〇

施行期日と経過措置

この告示は、平成25年6月11日から施行する。

- ・平成25年11月30日までの間に雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。
- ・前項の規定に基づき雑貨工業品の品質に関する表示が行われたものについては、この規定は適用しない。

※平成25年11月30日までに告示以前の雑貨工業品品質表示規定に基づいて表示したものは、平成25年12月1日以降も販売が可能です。

官報(号外第120号)

http://www.caa.go.jp/hinpyo/pdf_data/h250611_1.pdf

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

東京事業所 生活用品試験センター
担当：見座・松村

TEL:03-5669-1382 / FAX:03-5669-1387

大阪事業所 生活用品試験センター
担当：神門・大口

TEL:06-6762-5492 / FAX:06-6762-5894